

取引一任勘定取引の適用除外取引（特定同意注文）の

契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、取引一任勘定取引の適用除外取引（以下「特定同意注文」という。）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

○当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の取引等が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、当社の信用を失墜させることとなることを防止するため、十分な社内管理体制のもとに取引を行います。

○当社が受託することができる特定同意注文の範囲は、次のとおりです。

①金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号ロに規定する取引

売買の別、銘柄及び数量について同意を得た上で、価格については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（特定同意）の範囲内で当社が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買。

②金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号ハに規定する取引

売買の別、銘柄及び個別の取引の総額並びに数量又は価格の一方について同意（価格については特定同意を含む。）を得た上で、他方については当社が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買。

③金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号ニに規定する取引

システム売買注文・・・書面契約

○特定同意注文は、お客様のご指示された裁量の範囲内で当社が注文の執行を行います。このため相場状況によってはお客様が期待する価格と異なる価格による約定となる場合がありますのでご注意ください。

○ご注文の数量が極端に少ない場合、または、過去の市場出来高に比してご注文の数量が極端に多い場合等は、特定同意注文による受託ができない場合がありますのでご注意ください。

特定同意注文の受託方法

- ・当社は、お客様より特定同意注文を受託した場合は、「取引一任勘定取引の適用除外取引（特定同意注文）に係る確認書」に基づき執行いたします。
- ・ご注文は、当日限りの注文として受託いたします。複数日に跨る注文（週中注文、期日指定注文）はお受けしておりません。

特定同意注文の受注形態

- 「銘柄」「売買の別」「数量」についてご指示の上、「価格」については特定の価格以上（売りの場合）または以下（買いの場合）をご指示する注文
- 一定以上（または以下）の価格がご指示されているため全量執行（注文数量の全量を執行すること）を保証するものではありません。また、価格の観点から全量執行が可能な場合であっても相場動向によっては全量執行ができず一部執行となる場合があります。
- 注文数量が多い場合は、発注数量を小さくして分割執行いたします。
- 分割数量、価格、執行タイミングは当社の裁量で執行いたします。

手数料など諸費用について

- 取引一任勘定取引の適用除外取引（特定同意注文）にあたっては、別紙「手数料一覧」に記載の売買手数料をいただきます。

特定同意注文のメリット・デメリット等

①メリット

- 特定同意注文は都度注文の発注をせず、ご希望数量の範囲以内で当社の営業事務部の担当者がご注文の発注を行いますので、お客様が相場を見ながら都度発注する場合に比べ事務負担は軽減されます。
- 特定同意注文は、お客様から受注した数量を分割して執行することを基本としているため、数量の大きい場合は単純に成行注文で発注する場合に比べ、意図しない価格で相場を大きく崩してしまう可能性は軽減されます。

②デメリット

- 価格について当社が特定の裁量権を持って執行することになるため、価格に関してお客様が期待する価格と異なる価格での約定となる場合があります。
- 価格に制限のある注文は、相場動向によっては受注数量の全量を執行できない場合があります。また、全量の執行（及び全量の約定）を保証するものではありません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規程の適用はありません。

当社の概要

商号等	ヤマゲン証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第48号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1丁目9番2号
加入協会	日本証券業協会

当社が契約する特
定第一種金融商品
取引業務に係る指
定紛争解決機関
特定第一種金融商
品取引業務以外の
苦情処理措置及び
紛争解決措置
資本金
主な事業
設立年月日
連絡先

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先 フリーダイヤル 0120-64-5005
(月～金 9:00～17:00 祝日等を除く)

第二種金融商品取引業に係る認定投資者保護団体である特定非営
利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」が実施する
苦情処理手続及び紛争解決手続きを利用する措置

21億5,913万円(平成28年8月15日現在)

金融商品取引業

昭和23年3月

03-5614-9988(代表)又はお取引き店 03-5614-9977 に
ご連絡ください

手数料一覧

(消費税込)

委託手数料		
株式	100万円以下の場合	1.242000%
	100万円超 300万円以下の場合	0.864000%+ 3,780円
	300万円超 500万円以下の場合	0.783000%+ 6,210円
	500万円超 1,000万円以下の場合	0.671760%+ 11,772円
	1,000万円超 3,000万円以下の場合	0.540000%+ 30,240円
	3,000万円超 5,000万円以下の場合	0.248400%+ 135,000円
	5,000万円超の場合	0.426600%+ 47,520円
ただし、約定代金の1.242%に相当する額が2,700円に満たない場合の手数料は2,700円とする。約定代金が25,000円以下の場合、手数料は約定代金の10.8%とする。		
転換社債型予約権付社債・新株予約権付社債	100万円以下の場合	1.0800%
	100万円超 500万円以下の場合	0.9720%+ 1,080円
	500万円超 1,000万円以下の場合	0.7560%+ 11,880円
	1,000万円超 3,000万円以下の場合	0.5940%+ 28,080円
	3,000万円超 5,000万円以下の場合	0.4320%+ 76,680円
	5,000万円超 1億円以下の場合	0.2700%+ 157,680円
	1億円超 10億円以下の場合	0.2160%+ 211,680円
10億円超の場合	0.1620%+ 751,680円	
ワラント	100万円以下の場合	1.24200%
	100万円超 500万円以下の場合	0.97200%+ 2,700円
	500万円超 1,000万円以下の場合	0.75600%+ 13,500円
	1,000万円超 3,000万円以下の場合	0.62100%+ 27,000円
	3,000万円超 5,000万円以下の場合	0.40500%+ 91,800円
	5,000万円超 1億円以下の場合	0.24300%+ 172,800円
	1億円超 3億円以内の場合	0.21600%+ 199,800円
	3億円超 5億円以内の場合	0.13500%+ 442,800円
	5億円超 10億円以下の場合	0.10800%+ 577,800円
	10億円超の場合	0.08100%+ 824,250円
ただし、手数料額が2,700円に満たない場合には2,700円とする。		

債券 (額面 100 円につき)	国債証券	政府保証債・地方債証券 外国国債証券・外国地方債証券 加盟国際機関債	その他の債券
500 万円以下の場合	43.20 銭	64.80 銭	86.40 銭
500 万円超 1,000 万円以下の場合	37.80 銭	54.00 銭	70.20 銭
1,000 万円超 5,000 万円以下の場合	32.40 銭	43.20 銭	54.00 銭
5,000 万円超 1 億円以下の場合	27.00 銭	32.40 銭	37.80 銭
1 億円超 10 億円以下の場合	10.80 銭	16.20 銭	21.60 銭
10 億円超	5.40 銭	10.80 銭	16.20 銭
権利入札	<ul style="list-style-type: none"> ・日本証券金融株式会社及び中部証券金融株式会社への権利入札 申込手数料はゼロとする。 ・上記以外についての権利入札手数料は取次証券会社の定める手 数料に準ずる。 		
投資信託証券の手数料	投資信託証券の発行者が定める手数料相当額の範囲内の額とする。		